

8大監監第101号
令和8年8月12日

大野城市長 堤 かなめ 様

大野城市監査委員 牟 田 尚 加
大野城市監査委員 松 田 美由紀

令和7年度大野城市健全化判断比率審査意見の提出について

このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和7年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

令和 7 年度 大野城市健全化判断比率審査意見

第 1 監査基準への準拠

審査は、大野城市監査基準（令和 2 年監委基準第 1 号）に準拠して実施した。

第 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による健全化判断比率審査

第 3 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点及び主な実施内容

1 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に適合し、かつ、正確であるか。

2 主な実施内容

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、計算による突合等を行い、計数の正確性等を確認した。
- (2) 次のとおり財政課に概要説明を求めた。

ア 日 付 令和 8 年 7 月 28 日

イ 場 所 監査委員室

ウ 出席者 総務財政部財政課長、財政担当係長及び担当職員

第5 審査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員室

2 日程

令和8年7月17日から同年8月12日まで

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準の数値を下回っており、健全な財政状況にあると認められる。

(単位：％)

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－ ※1	12.27
連結実質赤字比率	－ ※1	17.27
実質公債費比率	1.7	25.0
将来負担比率	－ ※2	350.0

※1 算定した結果が赤字でないため「－」で表示している。

※2 将来負担額を充当可能財源等が上回っているため「－」で表示している。